

農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額及び
山林納税猶予税額の調整計算書

この計算書は、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等についての納税猶予の特例、同法第70条の7の2第1項若しくは同法第70条の7の4第1項に規定する非上場株式等についての納税猶予の特例又は同法第70条の6の4第1項に規定する山林についての納税猶予の特例のうち2以上の特例を適用する場合に農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額又は山林納税猶予税額の調整の計算のために使用します。

被 相 続 人	
相 続 人 (農 業 相 続 人) (経 営 承 継 人) (林 業 経 営 相 続 人)	

第
8
の
4
表

(平成
24
年
4
月
分
以
降
用)

1 調整前猶予税額等の明細	
この欄は、農業相続人、経営承継人又は林業経営相続人のうち2以上に該当する人が、農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額又は山林納税猶予税額についてその明細を記入します。 (注) 経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人を、この計算書(第8の4表)において「経営承継人」と表記しています。	
① 調整前農地等猶予税額(その人の第8表の「2」の⑦欄の金額)	円 00
② 調整前株式等猶予税額(その人の第8の2表の「2」の⑩欄の金額)	00
③ 調整前山林猶予税額(その人の第8の3表の「2」の⑧欄の金額)	00
④ 調整前猶予税額(①+②+③)	00
⑤ 猶予可能税額(その人の第1表の②欄の金額)	00
(注) 1 ④欄の金額が⑤欄の金額を超える場合(「④>⑤」の場合)は、「2 各納税猶予税額の調整」欄にも記入してください。 2 ④欄の金額が⑤欄の金額以下の場合(「④≤⑤」の場合)は、農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額又は山林納税猶予税額の調整は不要ですので、上記①、②及び③欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額②」、「株式等納税猶予税額③」又は「山林納税猶予税額④」欄にそれぞれ転記します。	
2 各納税猶予税額の調整	
この欄は、上記1の④欄の金額が⑤欄の金額を超える場合(「④>⑤」の場合)に使用します。 なお、上記1の④欄の金額が⑤欄の金額以下の場合(「④≤⑤」の場合)は記入を要しません(上記1の(注)2参照)。	
⑥ 調整後の農地等納税猶予税額(⑤×①/④)(100円未満切捨て)	円 00
⑦ 調整後の株式等納税猶予税額(⑤×②/④)(100円未満切捨て)	00
⑧ 調整後の山林納税猶予税額(⑤×③/④)(100円未満切捨て)	00
(注) ⑥、⑦及び⑧欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額②」、「株式等納税猶予税額③」又は「山林納税猶予税額④」欄にそれぞれ転記します。	